

アラブ首長国連邦（UAE）での予期せぬ プロジェクト中止への対応

2013年2月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジェトロ・ドバイ事務所
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 **Herbert Smith Freehills LLP Dubai** から提供を受けたレポート「UAEでの予期せぬプロジェクト中止への対応」に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合は必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび**Herbert Smith Freehills LLP Dubai**は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび**Herbert Smith Freehills LLP Dubai**がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Herbert Smith LLP Dubai
Dubai International Financial Centre
Gate Village 7, Level 4
P.O. Box 506631
Dubai, UAE
Tel: +971-4-428-6300
Fax: +971-4-365-3171



**HERBERT
SMITH
FREEHILLS**

アラブ首長国連邦（UAE）での予期せぬプロジェクト中止への対応

UAE で中止または無期限に延期された公共プロジェクトをめぐる概論と具体例

初めに

本レポートでは、UAE 内のプロジェクトが中止または無期限延期の対象となり、その結果、当該プロジェクトへの入札に向けて準備を進め、または入札を行った入札者において無駄になった費用が発生した場合を取り上げている。以下で詳しく説明するとおり、このような状況においてかかる費用を回収できる可能性は極めて低いと考える。これは、UAE におけるさまざまなプロジェクト（一部については以下で要約）において、ごくわずかな手数料を除いては、入札にかかった費用を回収できなかったこと（もともと、これらの費用の回収に向けた努力も払われなかった模様である）からも浮き彫りになっている。UAE 法がこのような状況において全く実体的な保護を与えていないことを考えれば（これについては、後述の「補償を得られる可能性」と題した節で考察する）、これは決して驚くべきことではない。なお、「中止または無期限延期があった場合の入札費用リスクを軽減するために考えられる手段」と題した節では、企業が入札費用の潜在的損失を軽減するために用いることができると考えられるその他の手段について検討しているが、結論としては、このような手段さえも通常はこれらの状況下では利用できないであろう。

本レポートにおける「プロジェクト」とは、投資家がプロジェクトの建設や操業などプロジェクトのさまざまな側面を担当するプロジェクト会社として入札をする、またはかかるプロジェクト会社に対して入札をする PPP 方式のプロジェクトと、個別の EPC 契約など、このような個々の側面ごとに入札にかけられるプロジェクトの双方を含む、UAE 内のさまざまなセクターにおけるプロジェクトを指すものとする。

なお、本レポートは、あくまでも入札前の段階（これは、既に優先入札者が発表された場合も含み得る）で発生した費用が無駄になった場合について論じたものである。落札者が選定された後であれば、投資家は契約上その他の権利に依拠することもできるであろう。

Mafraq-Ghweifat 高速道路 PPP

主要事実

- アブダビで最初に試みられた複数の PPP の中の一つ。
- 総費用 27 億米ドル
- アブダビの執行評議会は、PPP としての同プロジェクトを 2011 年 5 月に中止した。

概要

官民連携（PPP）事業としての Mafraq-Ghweifat 高速道路プロジェクトは、UAE での PPP によるインフラ・プロジェクトの発展を刺激するにあたって、主要なプロジェクトとみなされていた。これは、25 年間の営業権付きのプロジェクトとして入札にかけられ、全長 325 キロの高速道路における既設部分のアップグレードと四つの区間にわたる新道路の建設を内容とするものであった。

入札手続きは、さまざまな問題や相当な遅延が支障となり、円滑とはいえない難いかたちで進められた。請負業者に対しては、同 PPP に関心を表明するよう、2008 年 7 月に呼びかけがあった。しかし、三つのコンソーシアムが入札を提示したのは、2009 年 12 月になってからであった。その後、各入札者、交通局および執行評議会との間でさらに 17 カ月にわたる交渉が繰り返され、この間、オーストリアの Strabag を筆頭とするコンソーシアムが優先入札者として選定されそうである、との報告もあった。

執行評議会は、この PPP プロジェクトの計画の中止を 2011 年 5 月に発表し、その理由として各コンソーシアムが出した費用が過分に高かったこと（各コンソーシアムと既に何カ月にもわたり価格について交渉していた）と、プロジェクトの複雑性を挙げた。

交通局は最近になって、Mafraq-Ghweifat 高速道路の複数区間を EPC ベースで公開入札にかけており、既に入札が開始されている。しかし、同プロジェクトの PPP としての実施が中止されたことによって、提出された各入札の準備にかかった数百万ドルの費用が失われた。これらの無駄になった費用について、入札者が何らかのかたちで補償を受けた形跡はない。

アブダビ・グッゲンハイム美術館

主要事実

- アブダビのサディヤット島にグッゲンハイム美術館の分館を建設する計画。
- アブダビの観光開発投資会社（Tourism Development & Investment Company、以下「TDIC」）は、2011年初頭に構造部の工事を入札にかけた。
- TDIC は、2011年10月に同入札を中止した。

概要

アブダビは、最近（2013年1月）になって契約が落札された、サディヤット島文化地区のルーヴル美術館に隣接して、グッゲンハイム美術館の分館を建設する計画を立てていた。当分館が、世界各地の他のグッゲンハイム美術館を凌ぐ規模となることに期待がかかっていた。

同美術館は、延床面積が3万平米の計画となっており、建設工事の費用はおよそ1億米ドルと評価されていた。TDIC は2011年初頭に同工事について入札を実施し、2011年3月には10前後の入札者から入札があった。

TDIC は、2011年の夏に、同プロジェクトのための調達戦略を見直しているため、この段階では契約を発注しないことを入札者らに通知した。TDIC は、入札者らに対して、入札ボンドは返還し、入札書類を受け取るために支払った手数料（およそ5,500米ドル）も償還する、とも通知した。当事務所が知る限り、その他の費用については補償がなされていない模様であり、またグッゲンハイム・プロジェクトのその後の進捗状況も不明である。

Al-Gurm ホテル、アブダビ

主要事実

- アブダビにおいて別荘地とそれに隣接した高級ホテルを建設する計画。
- Aldar Properties（以下、「Aldar」）は、2006年に両者につき入札を実施した。
- 住居部分に関する契約は2007年5月に落札、ホテル部分の入札は2009年

末に中止された。

概要

Aldar はまず、2006 年初頭にさまざまな国際的請負業者に対して、Al-Gurm 地区（住居用物件と「Banyan Tree」ホテル）の開発への入札を呼びかけた。

開発事業の住居部分の手続きは、ホテルに関する手続きよりもはるかに速く進められ、2007 年 5 月には、ベルギーの開発業者である Six Construct が住居部分の建設にかかる契約を落札した。

ホテル開発については、手続きのかなり早い段階において 6 の入札者が資格を有する者として事前に選定されたものの、入札手続きは Aldar によって度々延期された。2009 年初頭には、少なくとも 2 件の入札が提示されていたが、Aldar は 2009 年末になって、ホテルの設計を見直すために入札を中止したことを発表した。入札者が負担し失った費用について、何らかのかたちで補償が支払われた形跡はない。

補償を得られる可能性

関連法令

UAE における調達に関する法令は、UAE 全域にわたり適用される連邦法と、各首長国で適用される法令から成っている。

連邦レベルの UAE 法には、入札の中止または無期限延期と関連があると考えられる二つの規定が置かれている。第 1 の規定は、開札の前または後に入札が中止となった場合、入札者は入札・プロジェクト書類の購入にかかった費用について償還を受けることができる、と定めている（ただし、入札が入札条件に適合しなかったことを理由に開札後に中止された場合を除く）。第 2 の規定は、入札が政府機関によって実施されている場合、当該機関は提出された入札の額が「高すぎる」とときには、当該入札を中止できる、と定めている。

首長国レベルで見ると、ドバイの調達法は上述の連邦法の立場に準ずる規定を置いている。アブダビの調達法は、入札費用について、開札の前後で区別をしていない模様であり、これはいずれの場合においても入札者に返還される、としている。ただし、アブダビの調達法は、入札を中止できる具体的な場合について、何

ら規定を置いていない。

従って、入札者が受けることのできる唯一の保護は、入札・プロジェクト書類の購入にかかった費用に限定された入札費用の補償である。上述の Guggenheim プロジェクトでは、これはたったの 5,500 米ドルであった。連邦法も、各首長国の法も、入札が中止または無期限に延期された場合において、その他の費用の回収は認めていない模様である。

理論上では、特に連邦調達法とドバイの調達法について、どのような機関も過度に高い入札費用以外の理由をもって入札を中止することはできない、と主張する余地はありそうである。ただし、当事務所の知る限り、このような主張がなされた例も、UAE でこのような状況が生じたときに無駄になった入札費用を回収する目的で他の主張が試みられた例も、ないようである。

各入札固有の規定

適用法令から何らかの有利な主張を導き出すことができたとしても、UAE で入札を実施する入札機関は通常、入札費用の取り扱いに関する明文規定を入札書類に含めることによって、更なる保護を取り付けている。当事務所で調べたところ、具体的には当該書類において入札機関から入札費用を回収する権利を排除する規定が置かれていることが多いようである。例えば、

- ADNOC の入札公告 (Invitation to Tender) には、ADNOC が何ら理由を述べることなく、かつ入札の費用その他について何ら責任を負うことなく、入札を中止する権利を有する旨の規定が置かれている。
- ADGAS の入札書類は、契約の締結前に入札者において発生した費用について ADGAS は責任を負わない、と規定している。
- Etisalat の入札公告 (Invitation to Tender) は、契約が締結される前に入札者において発生した費用について、Etisalat は一切責任を負わない（そしてこれは落札者が発表された後でも適用される）、と規定している。
- DEWA の入札にかかる一般条件 (General Conditions of Tendering) は、入札に関連して入札者において発生した費用または損失について、DEWA は何ら支払いをする責任を負わない、と述べている。

従って、入札を実施する機関から無駄になった入札費用を回収できる可能性は、さらに低くなるであろう。具体的な入札案件においてどのような立場が取られているのかについては、入札書類を確認すべきである。

中止または無期限延期があった場合の入札費用リスクを軽減するために考えられる手段

民間の保険

UAEにおけるプロジェクトに関して発生し得るさまざまな損失については、民間の保険が非常に幅広く付保対象としているところであるが、当事務所の知る限り、具体的なプロジェクトについて契約が署名される前に無駄になった入札費用というかたちで発生した損失を付保対象とする保険は、用意されていないようである。

貿易振興機関からのサポート

また、国および国際レベルにおいて、特に発展途上国を対象として投資や貿易を促進することを目的とした機関が置かれている。このような機関からは、財務保証など財政面でのサポートや、投資家向けの政治リスク保険など、その他の形態での保護を受けることができる。

世界銀行の一部を構成する多数国間投資保証機関（Multilateral Investment Guarantee Agency、以下「MIGA」）は、このような国際機関の一つであり、特定のプロジェクトについて、収用、戦争やテロ行為、ホスト国による契約の不履行などを理由に発生した損失に対する保険を提供している。

国レベルでは、そして特に日本においては、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）が海外投資を行う日本企業に対してMIGAと同様の保険による支援を行う機関となっている。

MIGAおよびNEXIのいずれも、契約締結前に入札が中止または無期限に延期された結果、企業が入札費用を失った場合については、保険その他のサポートを提供していない模様である。両機関によって提供されるサポートは、あくまでも既に投資がなされた場合または契約が成立した場合にのみ適用されるものである。当事務所の知る限り、このような状況において無駄になった入札費用に対する保護を受けられるその他の機関は存在しない。

二国間投資協定・ICSIDによる保護

二つの国の間ではしばしば、一方の国で設立された企業が相手国において投資を行った場合の互恵的な保護について規定した二国間投資協定（以下、「BIT」）が締結される。例えば、国家は多くの場合において、他国からの投資家に対して内国民たる投資家に与える保護と比して不利とされない待遇を与える義務を負い、

また外国投資家を対象とした収容行為を避けるかこれに対する補償をする義務を負う。

もっとも、最終的にはホスト国によって中止された投資のための交渉や入札において失われた入札費用について、BITが明文上の保護規定を置いている可能性は極めて低い。このような交渉が、BIT上の保護を受けられる「投資」とみなされるのか、という論点は、(BITに基づく紛争の付託を受けることが多い)投資紛争解決国際センター(International Centre for Settlement of Investment Disputes、以下「ICSID」)において検討されている。この点につきICSID仲裁廷は、BITの適用上「投資」とみなされるのは実際に行われた投資のみであり、将来の投資プロジェクトに向けた支出では不十分である、と明言している。さらに、ICSID仲裁廷自体もICSID条約により、「投資」に関する紛争がある場合のみ管轄権を引き受けることができる、とされており、この場合における「投資」もまた既に行われた投資である、と解釈されている。

UAEは、40を超える国とBITを締結している(ただし、日本とはまだBITが締結されていない)。相手国の当事者が投資を検討する際には、該当する個々のBITの具体的な分析が必要となるが、これらのBITに無駄になった入札費用の回収を可能にするような保護規定が置かれている可能性は、極めて低いであろう。

共同入札協定

共同入札協定があれば、入札前の段階でプロジェクトが中止または無期限に延期された場合に、間接的な保護を受けられる可能性がある。このほかにも、投資の前提としての共同入札協定への参加が検討に値するさまざまな理由がある。入札を実施する機関にとっては、コンソーシアムの方が魅力的であることが多い。単独で入札をする者よりも、幅広い専門知識を有し、後の段階になって入札者の義務が履行される可能性もより高く、コンソーシアム自体も協力関係や規模の経済性のメリットを活かした、より競争力の高い価格を提示できる可能性がある。

なお、この方法の別のメリットとしては、共同入札協定が、以下をはじめさまざまな理由によって、コンソーシアムを構成する各当事者のさらされる費用リスクを低減することも挙げられる。

- 共有される知識の量が多くなるため、入札の準備に必要とされるリソースを削減できる。
- コンソーシアムが共同してリーガルやファイナンスのアドバイザーなどのアドバイザーを使用することができるため、個別に行為していれば各入札者

に対して提供されていた助言をコンソーシアム全体で共有し、その費用を分担することができる。

- このような費用の配分について、コンソーシアムのメンバー間で契約により合意しておくことができる。

(報告書作成委託先現地法律コンサルティング事務所：Herbert Smith Freehills LLP Dubai)